



平成 26 年 2 月 17 日

各 位

東 京 都 千 代 田 区 麴 町 三 丁 目 2 番 4 号
会 社 名 株式会社スリー・ディー・マトリックス
代 表 者 名 代表取締役社長 高村 健太郎
(コード番号: 7777)
問 合 せ 先 取 締 役 新 井 友 行
電 話 番 号 03 (3511)3440

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 7 月 25 日開催の定時株主総会の決議によって承認されました新株予約権を発行することおよび募集事項の決定の委任に基づきまして、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社子会社の従業員並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

今回の発行については、当社子会社の従業員のうち主に前回付与時以降に入社した従業員に対して、中長期的なインセンティブを持たせることを目的としており、また、社外協力者に対して、ストック・オプションを保有して頂くことにより、弊社へのコミットメントをよりいっそう高め、幅広い知見や実績に基づき当社技術体制や経営管理体制の強化を図ることを目的としており、いずれも当社グループ全体の事業推進やグローバル展開を加速させ、企業価値の向上や株主の皆様の利益向上を目指して新株予約権を発行するものがあります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社スリー・ディー・マトリックス 第 14 回新株予約権

(2) 新株予約権の割当対象者およびその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社子会社の従業員並びに社外協力者 5 名に 304 個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 100 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（これらを総称して、以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他目的株式数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の総数

304 個

上記総数は、割当予定者であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(5) 新株予約権と引換えに払込む金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

①本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所JASDAQ市場における会社の普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が本新株予約権の割当日の東京証券取引所JASDAQ市場における会社の普通株式の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価格とする。

②本新株予約権割当後、当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切上げる。

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)}}$$

③本新株予約権割当後、当社が合併等を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他1株当たりの行使価額を調整することが適切な場合は、会社は1株当たりの行使価額の調整

を行うことができるものとする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成28年3月7日から平成36年3月6日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

①本新株予約権者のうち社外協力者を除く当社の子会社の従業員は、本新株予約権の行使時において、当社もしくは当社の子会社の役員、従業員であることを要する。ただし、当社もしくは当社の子会社の役員が任期満了により退任した場合または当社もしくは当社の子会社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

(a) 前号にかかわらず、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合、本新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができる。

(b) また、前号にかかわらず、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合、本新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができる。

②当社は、当社と本新株予約権者との間で個別に締結する本新株予約権の割当に関する契約において、下記事項に該当する本新株予約権者による本新株予約権の行使について下記の制限を定めることがある。

本新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならない。

③その他本新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めるものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社が株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本剰余金に組み入れるものとする。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

②本新株予約権者が上記本新株予約権行使の条件により本新株予約権を行使できなくなったときは、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡により本新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為時における新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(そ

れぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権の権利行使期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (13) 新株予約権の割当日
平成26年3月6日
- (14) 新株予約権証券
新株予約権証券は発行しない。

3. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

1. 当社子会社従業員

| | | |
|------------------|----------|-----------------|
| 割当予定先の概要 | | 当社子会社従業員 3名 |
| 上場会社と割当予定先との間の関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 当社子会社の従業員であります。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術又は取引関係 | 該当事項はありません。 |

2. 社外協力者

| | | |
|------------------|----------|-------------------------|
| 割当予定先の概要 | | 社外協力者 |
| 氏名 | | Bengt Norden |
| 住所 | | Vastra Frolunda, Sweden |
| 上場会社と割当予定先との間の関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術又は取引関係 | 当社の医学・科学技術顧問であります。 |

| | | |
|------------------|----------|-------------------|
| 割当予定先の概要 | | 社外協力者 |
| 氏名 | | 松浦 裕 |
| 住所 | | 兵庫県芦屋市 |
| 上場会社と割当予定先との間の関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術又は取引関係 | 当社の会計アドバイザーであります。 |

なお、当社は社内規定により、割当予定先である社外協力者2名に対し、日経テレコンを利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査しました。その結果、割当予定先である社外協力者2名に反社会的勢力等との関わりを疑わせる結果はありませんでした。また、割当予定先である社外協力者の Bengt Norden 氏は、チャルマース工科大学の教授であります。Norden 氏はルンド大学では博士号を取得後、スウェーデン王立アカデミー研究員に選出されるなど多数の受賞歴を有しております。さらに、ノーベル化学賞の選考委員を長年務められ、前ノーベル化学賞選考委員長でありました。割当予定先である社外協力者の松浦裕氏は、太陽 ASG 有限責任監査法人大阪事務所に入所後、金融商品取引法監査を中心として、会社法監査、上場支援業務に従事され、太陽 ASG 有限責任監査法人を退所後、公認会計士松浦会計事務所を設立されました。当社の会計アドバイザーに就任後は、開示体制の強化・効率化、内部統制体制の強化のため当社従業員を指導していただいております。上記経歴からもわかりますように、割当予定先である社外協力者2名について、反社会的勢力と何ら関わりを持つような方々ではありません。これらの調査を踏まえて、当社は、割当予定先である社外協力者が、反社会的勢力等とは関係がないものと判断しております。

なお、当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社

東京証券取引所に提出しております。

(2) 割り当てようとする株式の数

1. 当社子会社従業員

3名 8,000株

2. 社外協力者

Bengt Norden 12,800株

松浦 裕 9,600株

(3) 割当先を選定した理由

当社は、Bengt Norden氏の科学的見識と欧州での幅広い人脈が当社の事業拡大に貢献して頂けるものと考え当社の顧問に就任頂いております。当社との友好的な協力関係をよりいっそう深め、当社の業績向上に寄与することを目的としてNorden氏を割当予定先として選定いたしました。また、松浦裕氏は、監査法人において金融商品取引法監査を中心に会社法監査、上場支援に従事されてきました。松浦氏の監査法人での経験や知識を国内外の管理部門の構築・強化に活かして頂くことを通じて、決算体制を効率化することにより、結果として当社の業績向上に貢献して頂くことを目的として松浦氏を割当予定先として選定いたしました。

(4) その他

当社は、社外協力者のストック・オプションとしての新株予約権の行使について、これまでの社外協力者の当社に対する貢献に鑑み、今後も長期的な関係を維持していく方針であることから2年間の待機期間以外に、行使条件を付しておりません。

以 上